

第5章 計画の推進と各主体の役割・取組

第1節 計画推進の基本方向

循環型社会の形成を推進していくためには、廃棄物の発生抑制(リデュース)、廃棄物となったものについては再使用(リユース)及び再生利用(マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル(リサイクル))の3Rを促進し、これら循環的利用ができないものについては、適正な処分をすることが施策や各主体の取組の基本となります。

県は県内全体を対象とする広域的な視点から、また、市町村は地域の特性を踏まえ、地域に密着した取組をすることを基本とし、それぞれの立場に応じた各主体間のコーディネーターとしての役割を果たしていく必要があります。

また、一般廃棄物(ごみ)の処理については、市町村が一般廃棄物処理計画を定め、これに基づいて行うこととされており、ごみの減量、リサイクル推進など3Rの推進については、市町村が、住民、事業者、地域団体などと連携して取り組むことが基本となります。県は、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的助言等を行います。

県と市町村は、こうした適切な役割分担の下、施策の推進に取り組んでいかなければなりません。

加えて、循環型社会づくりの担い手である県民、事業者、NPO等の民間団体の各主体も、それぞれの役割の下、県民総参加で主体的に循環型社会形成のための目標実現を目指して取り組んでいくことが必要です。

第2節 県の役割・取組

県は、この計画を推進するため、全県的・広域的な取組のコーディネーター及び主体として、庁内の各部局が情報を共有し連携を図りながら、次の施策に取り組めます。

また、自らが事業者・消費者として、環境マネジメントシステム²⁷⁾の運用などによる環境への負荷の少ない事務・事業の執行、グリーン購入²⁸⁾などによる環境への負荷の少ない物品・役務の調達、さらには機密文書を含む廃棄文書等のリサイクルなどにより、率先して3Rに取り組むこととします。

1 一般廃棄物の3Rの推進

(1) 県民への普及啓発

ごみはすべての県民が排出者になることから、ごみの減量化やリサイクルなど3Rの推進は、県民総参加の全県的運動として取り組む必要があります。

このため、引き続き「もったいない・あおり県民運動」を展開し、本県の1人1日当たりのごみ排出量やリサイクル率が全国下位に低迷している現状を広く県民に周知するとともに、各種広報媒体やマスコミ等を活用した情報発信、3Rの具体的な取組方法等の普及啓発を行い、県民総参加で3Rに取り組む気運を醸成します。

27)環境マネジメントシステム…事業者等が環境に関する方針を自ら設定し、その達成に向けて取り組んでいくための体制、手続。代表例として、国際標準化機構(ISO)のISO14001など。経営層が環境方針を策定し、これに沿って「Plan→Do→Check→Act」のPDCAサイクルを繰り返すことにより、環境の継続的な改善を図っていくとするもの。

28)グリーン購入(調達)…製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、市場に供給される製品・サービスの中から環境への負荷が少ないものを優先的に購入することをいいます。

(2) ごみ減量等に取り組む機会づくり

県民が自らライフスタイルを見直し、ごみ減量に取り組む第一歩とするため実施された「レジ袋無料配布中止(有料化)」については、引き続きその参加者事業者の拡大を図ります。

また、県民、事業者、学校、団体それぞれが環境配慮行動に取り組む、相互に連携・協力しながら地域全体のエコにつなげていく「あおりエコの環わスマイルプロジェクト」の普及拡大を図り、ごみ減量やリサイクルなど環境に配慮した取組を積極的に行っている事業所を「あおりECOにこオフィス」、店舗を「あおりECOにこショップ」として県が認定し、これら優良事業所の取組を県民や事業者へ広く紹介します。

(3) 市町村との連携による3Rの推進

本県のごみ排出量、リサイクル率について、ごみ処理の主体である市町村別でみると(P73資料2参照)、市町村間で差が生じており、市町村においては、ごみの減量やリサイクル推進の取組に差が見られることから、市町村職員等を対象とした3R推進の施策セミナーの開催や、地域の実情を踏まえながら、ごみの減量やリサイクル率向上につながる効果的な施策を検討する作戦会議の開催などにより、市町村との連携による3Rの取組を推進します。

特に、ごみの発生抑制に有効とされるごみ処理の有料化といった経済的手法の活用や紙ごみのリサイクルを一層推進するための焼却施設への搬入規制の導入など、市町村に対して追加施策の導入を働きかけながら、市町村の実情に応じたごみ処理の「最適化」を促進するとともに、3Rの推進について住民の理解が深まるよう、環境省が推奨している一般廃棄物会計基準の普及・定着を図りながら、市町村におけるごみ処理経費等の「見える化」を推進します。

(4) ごみ減量やリサイクル率向上に向けた取組の重点化

生活系ごみの対策として、商品の簡易包装や詰替商品の利用など環境にやさしい買い物の普及、家庭から出る生ごみの水切りの徹底や食品ロスの削減、衣類のリユース・リサイクルなど、発生抑制(リデュース)のための取組を推進します。

なお、衣類のリユース・リサイクルについては、県内全域への面的拡大を目指します。

一方、リサイクル率向上に向けて、最も資源化量の多い古紙の回収を一層推進するため、市町村等と連携し、雑紙(その他紙)の資源回収を強化するとともに、市町村による適切な分別収集品目の区分設定を図ります。併せて、民間事業者と連携し、家庭や事業所からの古紙を常時受け入れている古紙リサイクルセンターやスーパーなど民間事業者が実施している資源物の店頭回収等の利用を促進します。

また、現在可燃ごみとして焼却処理されている食品廃棄物について、本県の地域特性に合ったリサイクルの手法を検討します。

(5) 事業系ごみの発生抑制とリサイクルの促進

事業系ごみの排出量は全国値を上回って推移していることから、特に紙ごみの排出量削減を図るため、事業所から排出される古紙を効率的に回収する「オフィス町内会」や古紙リサイクルセンターの利用促進を図ります。

また、市町村が一般廃棄物の多量排出事業者に対して行う減量化計画等の作成等に関する指示が適切に行われるよう支援します。

2 産業廃棄物の3Rの推進

生産・製造過程における産業廃棄物の発生抑制、減量化に関する排出事業者の技術やノウハウについての情報収集・提供、意見交換を行うなど、その普及・促進に取り組みます。

産業廃棄物税²⁹⁾を課税することにより、排出抑制に対する経済的動機付けを行い、産業廃棄物の減量化を進めていきます。

多量排出事業者に対しては、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理計画の策定を指導します。

3 リサイクル関連産業の振興

(1) リサイクル製品の開発・使用の推進によるリサイクル産業の育成

県では、各種産業の創出や起業の支援を行っていますが、特にリサイクル製品の使用を推進するため、青森県リサイクル製品認定制度を運用し、県の行う工事や物品の調達において、認定リサイクル製品の優先的な使用に努めるほか、認定リサイクル製品に関する情報提供やリサイクル産業に関するセミナーの開催などにより、リサイクル産業の育成に取り組みます。

こうした取組により、リサイクル製品の品質・安全性への信頼の向上、需要の拡大を図り、リサイクル製品の価格安定につながるよう努めます。

また、試験研究機関等が研究開発したりんご搾汁残さ等を活用したりサイクル技術の高度化を図るなど、関係機関と連携しながら地域に根付いた先進的なリサイクル産業の振興に取り組みます。

(2) バイオマスの事業化に向けた研究・検討、産業利用の推進

県では、農工の連携・融合等による新産業の創出・育成を目指して、植物工場やバイオマス関連産業に関する研究会の開催のほか、「あおもり農商工連携ファンド」による助成などの取組を進めてきました。

バイオマス関連産業の創出は、資源の有効活用やエネルギーの安定確保の観点からも極めて重要であることから、産学官金で情報共有や連携を密にし、引き続き事業化に向けて調査研究や産業利用の推進に取り組んでいきます。

(3) バイオマスの積極的な活用によるリサイクル関連産業の創出・拡大

本県は、農林水産業を主要産業とし、豊富なバイオマス資源を有していることから、稲わらや家畜排せつ物は肥飼料としての活用や、未利用間伐材などの木質バイオマスは燃料化などのエネルギー利用、ほたて貝殻をはじめとする水産系バイオマスは新産業の創出につながる活用など、循環型社会を支える低コストな地産地消型の循環型資源利用システムの構築を図っていきます。

また、バイオマスの利用は、地域の1次産業としての農林水産業とこれに関連する2次・3次産業に係る事業を融合させることによって新たな業態の創出を促す「農山漁村の6次産業化」の重要な取組であることや、コミュニティビジネスにおける今後の有力な分野となることから、農山漁村に新たな付加価値を創出し、雇用と所得の確保を図っていきます。

4 環境公共の推進

「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との観点から、地域住民自らが地場の資源・技術・人財を最大限に活用しながら、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付けて推進していきます。循環型社会とのつながりにおいては、ホタテ貝殻を水田の暗きょ排水資材として利用したり、間伐材を用いて施設を整備するなど、地域から産出される未利用資源の有効活用を図ります。

²⁹⁾産業廃棄物税…産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進等の施策に要する費用に充当するため、最終処分場又は中間処理施設に搬入される産業廃棄物に課される税。排出事業者や中間処理業者が納税義務者となっていることが多いです。本県では、平成14年12月に青森県産業廃棄物税条例を制定し、岩手県及び秋田県と連携して平成16年1月から施行しています。

5 廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物の適正処理

県は、市町村が取り組むべき一般廃棄物に関する施策について、各市町村と連携・協力を図りながら推進します。

また、県内全域にわたり廃棄物の循環利用と適正処理を推進するため、各市町村の地域の実情を考慮しながら市町村間の必要な調整に努めます。

さらに、一般廃棄物処理施設の整備等を行う場合には、必要な情報の提供や技術的支援・指導を行うとともに、ごみの広域的な処理に関する検討を行います。

(2) 産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物については、不法投棄や不適正処理等廃棄物処理に対する不安・不信感から、全国的に産業廃棄物処理施設立地に対する地域住民の理解を得ることが困難となっています。このような状況が続くと、不法投棄の増大等による生活環境への影響や産業活動への支障が生ずることが懸念されることから、引き続き、産業廃棄物の適正処理及び減量化・リサイクルの一層の推進を図っていく必要があります。

① 排出事業者に対する適正処理等の指導

排出事業者自らが廃棄物の発生から最終処分までの管理を適正に行う排出事業者責任を徹底するため、立入検査や廃棄物処理法に関する説明会等を通じて、処理基準、委託基準及びマニフェスト制度などに関する法令遵守の指導を行います。

また、多量排出事業者が作成する産業廃棄物処理計画とその実施状況を公表することにより、産業廃棄物の減量化や適正処理等につながる取組を進めます。

② 産業廃棄物処理業者に対する適正処理等の指導

ア 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設の設置及び業の許可を適正に行うとともに、施設に対する立入検査や維持管理に関する指導を行うなど、産業廃棄物処理に対する安全・安心の確保に取り組んでいきます。

イ 産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者に対する立入検査の実施、各種講習会への講師の派遣、広報啓発等を通じて、処理基準、委託基準及びマニフェスト制度などに関する法令遵守や適正処理に向けた指導に取り組んでいきます。

ウ 産業廃棄物処理施設の公開や取り扱う廃棄物に関する情報公開について指導し、地域住民の廃棄物処理に対する不安や不信の払拭に努めていきます。

③ 処理困難物(PCB、アスベスト)等の適正処理の推進

PCB³⁰⁾ 廃棄物については、北海道室蘭市にある拠点的広域処理施設において平成20年度から処分が開始されており、保管事業者への立入検査の実施、報告、適正保管の指導をするほか、拠点的広域処理施設における安全確実な処理を計画的に推進します。また、拠点的広域処理施設で処理対象外となっている低濃度PCB廃棄物についても、早期にその処理が完了するよう計画的に処理を進めます。

アスベスト廃棄物については、発生から最終処分までの適正処理を確保するため、関係部局・機関と連携を図りながら、処理業者や排出事業者への立入検査、指導の強化に取り組みます。

30) PCB(ポリ塩化ビフェニル)…昭和4年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきましたが、環境中で分解されにくい上に、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、昭和49年に製造及び輸入が原則禁止されました。しかし、PCB廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期間保管し続けてきており、平成13年にPCB廃棄物処理特別措置法が制定され、処理体制の整備を図った上で平成28年までに処理を終えることとしていましたが、平成24年12月にPCB特別措置法施行令の一部改正があり、処理期限は平成39年3月31日まで延長されました。

④ 優良な産業廃棄物処理業者の育成

産業廃棄物処理における排出事業者の責任が年々強化されてきていることから、排出事業者にとって、円滑な事業運営を続けていく上で信頼できる優良な処理業者の選択は重要な課題となっています。

また、廃棄物処理業者においても、一部の悪質な業者による不適正処理や不法投棄に対する住民の不安や不信が、処理業界全体に対する社会的な批判となることを懸念し、自らの適正かつ確実な処理を行う能力に対する評価や情報開示制度に対するニーズが高まっています。

このような中で、平成23年度には、産業廃棄物処理業の許可の更新時に、優良基準の適合性審査の申請に基づき、前記3つの観点に加え、産廃処理業の実績や財務体質の健全性、電子マニフェストの利用の可能性等に係る資料を、通常の許可申請時の提出書類に加えて提出してもらい、都道府県知事等が当該基準に合致していると認めた場合には、産業廃棄物処理業の許可の有効期間を現行の5年から7年とする「優良産廃処理業者認定制度」が創設されたことから、当該制度の積極的な活用により優良な産業廃棄物処理業者の育成を図ります。

⑤ 産業廃棄物処理施設の適正な運営の確保

ア 産業廃棄物処理施設の円滑な整備が図られるための広報啓発や情報公開の推進、産業廃棄物処理業者や地域住民等で組織する協議会への参加を通じて、地域住民の理解と合意形成等に適切に関与していきます。

イ 「あおりエコタウンプラン」等により整備されたりサイクルインフラを活用し、関連企業の連携を強化していきます。

ウ 県内各地域における産業廃棄物の発生量や特性等に応じた産業廃棄物処理施設の適切な立地が促進されるための取組を進めます。特に、最終処分場の残余容量が不足している西北五地域及び中弘南黒地域については、最終処分場を円滑に整備するための環境づくりに取り組めます。

⑥ 広域処理への適切な対応

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例に基づき、県外から搬入される産業廃棄物の事前協議や環境保全協力金制度の周知と適正な運営を図り、また、他県との情報交換に努めるなど、県外産業廃棄物の適正処理を推進します。

⑦ 行政処分の的確な運用

不適正処理が明らかになった業者に対しては改善命令や許可取消等の行政処分を行うとともに、指導に従わない悪質な業者に対しては刑事告発を行うなど厳しく対処していきます。

◎種類別の処理方針

① 燃え殻

燃え殻は、主にパルプ・紙製造業から排出され、セメント原料として、また、非鉄金属回収により資源化されているものもありますが、最終処分量が多いことから、さらにセメント原料化等のリサイクルを促進します。

② 汚泥

ア 有機性汚泥

製紙汚泥は、焼却処理後の燃え殻がセメント原料としてリサイクルされるなどセメント工場との間でゼロエミッションシステムが構築されています。

下水汚泥はセメント原料、土木・建設資材、肥料として資源化されていますが、今後は下水道普及率の増加が見込まれるため、汚泥を原材料としたリサイクル製品の利用を促進します。

食料品加工汚泥は肥料としてリサイクルされているものもありますが、中小企業や排出量が少ない事業所からの汚泥はリサイクルされずに処分されるケースが多いため、これらのリサイクルルートの構築を促進します。

イ 無機性汚泥

建設汚泥は、中間処理施設で脱水又は乾燥等の処理後に盛土材、埋戻し材として利用されるなどリサイクル率が高まっており、最終処分量も減少しているため、今後も現場内での再使用などリサイクルを促進します。

上水汚泥は、セメント原料、樹木・芝生の植栽土、煉瓦原材料等として全量が資源化されています。

③ 廃油

廃油のうち、鉱物油等はガソリンスタンドから排出されるものが最も多く、ほかに、製造業、運輸業、サービス業等多業種から排出され、県内の油水分離・ろ過施設で処理され、再生油としてリサイクルされています。動植物製油脂は、主に食料品製造業から排出され、県内で飼料、再生油・再生溶剤、燃料として資源化されているほか、一部セメント原料としても利用されています。

地域別に見ると、八戸地域では主に燃料用として、東青地域では主に再生油・再生溶剤として資源化されています。排出量は少ないものの、焼却処理されているだけのものもあることから、今後はこれらのルートを活用したりサイクルを促進します。

④ 廃酸

八戸市の製造業を中心に排出される廃酸は、中和処理後、溶融炉で金属回収が行われています。また、出版・印刷業や病院から排出される写真定着液には銀が含まれているため、金属回収を行う事業者によりリサイクルされています。排出量は少ないものの、中和処理が行われているだけのものもあることから、今後はこのルートを活用したりサイクルを促進します。

⑤ 廃アルカリ

主に非鉄金属製造業、精密機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業等の製造業から排出される廃アルカリは、廃酸と同様、八戸市内の事業所で金属回収され、リサイクルされています。

病院、写真業から排出される廃アルカリは、主に中和処理後、セメント原料として資源化されていますが、中和処理が行われているだけのものもあることから、今後はこのルートを活用したりサイクルを促進します。

⑥ 廃プラスチック類(廃タイヤを除く。)

廃プラスチック類の主な排出業種は、製造業、建設業及び農業ですが、減量化・最終処分処理状況においてこれら業種による差異は見られず、リサイクル率が低くなっています。

農業用廃プラスチックは、農協を中心とした収集体制により、破碎・焼却溶融され、発生する熱源は電力として回収されています。

⑦ 紙くず

産業廃棄物としての紙くずは県内の古紙問屋で選別され、主に県外の製紙工場でもリサイクルされています。今後はこのルートを活用したりサイクルを推進する一方、焼却する場合には、熱源としての利用を促進します。

⑧ 木くず

主な資源化は、燃料、土木・建設資材、パルプ・紙原材料、再生木材・合板、土壌改良材となっていますが、建設業から排出される木くずについては、釘などの金属類の混入、防腐剤の付着などがリサイクルを阻害する要因となっており、木材製造業から排出される木くずと比較してリサイクル率が低い状況にあります。今後は建築物の解体廃棄物の増加が見込まれることから、異物の分別の徹底を図るとともに、リサイクルのための技術開発等を促進します。

⑨ 繊維くず

繊維くずは排出量が少ないため、リサイクルされずに焼却処理されていることから、リサイクルルートの確保と熱源としての利用を促進します。

⑩ 動植物性残さ

食品加工業から排出されるりんごの搾りかす、魚かす、ブロイラー加工残さ等は、そのほとんどが飼料、肥料にリサイクルされていますが、今後は食品リサイクル法の適正な執行により、さらにリサイクルを推進します。

排出量が最も多いホタテ貝殻については、公共事業等への積極的な利用を図るなど、さらにリサイクルを推進します。

⑪ 金属くず

金属くずは金属製品製造業等から多く排出され、大部分が選別・圧縮された後、県内の製鉄工場で資源化されています。また、建設業から排出される金属くずは自社又は処理業者により破碎処理され、県内の製鉄工場に鉄鋼原料として資源化されています。中小企業から排出されるものは少量でリサイクルされずに処分されるケースもあるため、今後はこのルートを活用したリサイクルを促進します。

⑫ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

ガラスくずは窯業・土石製品製造業からの排出量が多く、一部、飲料・たばこ・飼料製造業、自動車整備業や自動車小売業、建設業からも排出されています。ガラスくずを原材料とする再生施設が県内にないため、破碎等の処理後、県外のリサイクル業者へ搬出されていますが、一部は県内で処理され溶融スラグとして土木・建設資材に利用されています。しかし、分別が困難なことから、埋立処分されるケースが多い状況にあります。

コンクリートくず及び陶磁器くずはがれき類とほぼ同じ性状であるため、これと同様のリサイクルルートの活用が可能ですが、リサイクルされずに埋立処分されるケースが多い状況にあります。

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずについては、今後もしリサイクルルートの構築と確保を促進します。

⑬ 鉱さい

八戸市の大手鉄鋼業等4事業者から主に排出され、排出量は汚泥に次いで多く、ほぼ全量が有価物としてセメント原料、路盤材等の土木・建設資材にリサイクルされています。

⑭ がれき類

コンクリート片の99%、廃アスファルトの99%が土木・建設資材として有効利用されていますが、最終処分量に占める割合が全体の36.1%を占めていることから、今後も建設副産物情報交換システム等の利用や建設リサイクル法の適正な執行により、さらにリサイクルを促進します。

⑮ ばいじん

ばいじんは八戸市の大手製紙工場及び火力発電所等から主に排出され、全量が同市にあるセメント工場においてセメント原料としてリサイクルされているほか、飛灰から鉛、亜鉛、カドミウムなどの金属回収が行われるなどのリサイクルルートが構築されています。

⑯ 動物のふん尿、動物の死体

動物のふん尿は堆肥化等により、農地で利用されており、動物の死体は化製場で処理された後、そのほとんどは飼料や肥料としてリサイクルされています。今後も生活環境の保全と衛生の確保を最優先した適正処理とリサイクルを推進するとともに経済性等を考慮しながらメタン発酵等によるエネルギー利用を促進します。

⑰ シュレッダーダスト

主として使用済み自動車の処理に伴い排出されるシュレッダーダスト³¹⁾は、自動車リサイクル法のリサイクルルートに基づき、破碎・選別などによって金属や非鉄金属が回収され、また、溶融処理により資源化されています。

31)シュレッダーダスト…廃自動車、廃家電製品等を破碎した後、比重の大きい鉄スクラップと非鉄金属スクラップを選別回収した後の、プラスチックやガラス、ゴムなど比重の小さいものからなる廃棄物。年間発生量は約100万t前後で推移しています。

⑱ 廃タイヤ

主な排出業種は、道路旅客運送業、道路貨物運送業、自動車小売業、燃料小売業、自動車整備業となっており、再生タイヤ、セメント原料、高炉還元剤への代替燃料として利用されています。今後さらに、広域再生利用指定制度の活用などによる再生利用を促進します。

⑲ 感染性廃棄物

感染性廃棄物は、焼却処理したものは鉄鋼原料及び熱源として、また、溶融処理で発生した固化物はスラグとして路盤材等の土木・建設資材に利用されているものもあります。しかし、単に焼却処理しているものも多いため、さらに熱回収や溶融固化等による再資源化を促進します。

⑳ 特定有害産業廃棄物及び揮発油等の特別管理産業廃棄物

特定有害物質を含む廃棄物は、中和処理後、焼結炉で金属回収されていますが、県外に搬出し、焼却後埋立処分されているケースもあります。また、揮発油類等の廃油は再生溶剤としての資源化や熱源として利用されています。現在、単に中和処理や焼却等の処分が行われているものも多いため、これらのルートを活用したりサイクルを促進します。

(3) 災害により発生した廃棄物の適正処理

非常災害時においても円滑かつ迅速に災害廃棄物の処理を行い、再生利用を含む適正な処理を行うため、国の災害廃棄物対策指針に基づき、災害廃棄物処理計画の策定に取り組みます。

また、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、災害廃棄物の広域処理を、受入れ可能な市町村と一体となって推進します。

(4) 海岸漂着物等対策

海岸漂着物等への対応については、「青森県海岸漂着物対策推進地域計画」において、重点的に推進する区域、関係者の役割分担及び相互協力に関する事項等を定め、地域の海岸漂着物等対策の基本的な方向性を示すとともに、それぞれの対策の内容を明らかにしており、同計画に基づき、海岸の良好な景観、多様な生態系の確保、生活衛生の向上、水産資源の保全等総合的な海岸の環境の保全を図ります。

6 不法投棄対策の推進

依然として後を絶たない不法投棄に対応するため、行政・事業者・関係団体が一体となった全県的な監視・通報、意識啓発体制を構築し、不法投棄の未然防止と早期解決を図ることとしています。

(1) 民間との協働による不法投棄対策の推進

不法投棄対策を全県的な問題として捉え、県民、事業者、民間団体等の幅広い層の参加と協力を得ながら、未然防止に取り組みます。

(2) 環境意識の共有化

行政、県民、事業者、民間団体等が環境意識の共有化を図り協働しながら、各種媒体を通じた広報啓発とキャンペーンを実施するなど、不法投棄を絶対に許さないという不法投棄撲滅の推進に向けた機運の醸成を図ります。

(3) 早期発見・解決のための連携と監視指導の強化

① 市町村・関係団体等との連携

不法投棄の早期発見・解決を図るため、市町村や関係団体等との連携による監視通報体制の強化に取り組みます。

② 警察等との連携

悪質・巧妙化する不法投棄に対処するため、警察及び海上保安部との情報交換を行うなど、連携の強化に取り組みます。

③ 他県との連携強化

産業廃棄物の広域的な移動による不法投棄事案に対応するため、県境地域におけるパトロールの実施や情報交換など、本県、岩手県、秋田県の北東北三県はじめ他県との連携の強化に取り組みます。

④ 監視、立入検査等

上空監視や巡回パトロール、早朝・夜間や休日の監視を実施するとともに、産業廃棄物処理業者への立入検査等の実施、指導に取り組みます。

(4) 大規模事案等への計画的な対応

大規模な不法投棄事案や硫酸ピッチ³²⁾などの生活環境へ著しい影響を及ぼす恐れがある不法投棄事案については、国の支援制度等を活用しながら計画的かつ確実に原状回復を図るとともに、未然防止の徹底に取り組みます。

7 環境教育・環境学習の推進

循環型社会を形成していくためには、県民一人ひとりが環境問題に対する理解と認識を深める必要があります。

このため、NPOと協働して児童を対象とした環境出前講座を実施し、担い手となる「環境教育専門員」の育成に取り組むとともに、北東北三県共同で作成した環境ワークブックを活用し、学校における環境教育の充実を図るほか、子どもから大人までを対象とした幅広い環境教育・環境学習機会の提供に取り組みます。

また、大学と連携し、大学がNPOや事業者等と協働した環境教育等の仕組みづくりに向けた取組を行います。

32)硫酸ピッチ…不正軽油(A重油と灯油を混和させて軽油として使用・販売するもので、軽油引取税を脱税しているものをいう。)を密造する際に、A重油及び灯油に含まれている識別剤クマリンを除去する目的で、濃硫酸による処理を行う際に発生する、廃硫酸と廃炭化水素油との混合物。硫酸ピッチは、著しい腐食性や有毒ガス発生など、健康又は生活環境に著しい被害を生ずるおそれがある性状を有し、不法投棄等が問題となっています。

第3節 市町村の役割・取組

市町村は、一般廃棄物処理計画に基づき、ごみの分別収集や廃棄物処理施設の整備のほか、一般廃棄物に関する3R及び適正処理を推進するとともに、自らも事業者、消費者として、グリーン購入や環境マネジメントシステムの導入、さらには機密文書を含む廃棄文書等のリサイクルなど循環型社会の形成に向けた行動に率先して取り組むことが求められます。

また、市町村は「もったない・あおり県民運動」の推進者としての役割を踏まえ、住民や事業者等に3Rの具体的な取組方法等を周知し、分別排出の徹底を促すとともに、PTA、町内会等の地域団体が行う集団回収を促進するなど、地域の民間団体や事業者などと協力して、地域の特性に応じた、循環型社会の形成に向けて施策を総合的かつ計画的に進めます。

1 ごみ減量やリサイクル率向上に向けた取組の重点化

(1) 住民への普及啓発

住民及び事業者に対しごみの分別方法を分かりやすく広報するとともに、「もったない・あおり県民運動」の浸透を図り、ごみの減量やリサイクルなど3Rの取組を推進します。

また、ごみ処理の「見える化」を進め、ごみの排出・処理状況や費用等について住民に周知し、ごみの排出抑制や分別の徹底等を促進します。

(2) 雑紙(その他紙)回収の強化

紙ごみの資源化をより一層向上するため、雑紙(その他紙)の資源回収を強化し、住民に対し紙ごみの分別方法等の普及を図ります。

また、一般家庭や事業者からいつでも古紙を受け入れている古紙リサイクルセンターの利用促進を図ります。

(3) 衣類回収の推進

まだ使える衣類の回収に取り組み、衣類のリユース・リサイクルを促進します。

(4) 生ごみ減量・食品ロス削減の普及啓発

家庭から出る生ごみの減量化を図るため、ごみに出す前の生ごみの水切りの徹底や食品ロスの削減などの普及を図ります。

また、コンポスト容器等の購入に対する助成やコンポストの利用についての情報提供など、生ごみの堆肥化による家庭菜園や有機農業への活用の拡大に努めます。

2 地域特性に対応した3Rの推進

(1) 事業系ごみの発生抑制とリサイクルの普及・促進

事業系ごみの排出量は全国値を上回って推移していることから、県内の事業所に対し、事業系ごみの減量・リサイクル推進、適正な分別等の働きかけを行い、焼却施設での展開検査の実施により事業所への排出指導を強化します。

また、紙ごみの焼却施設への搬入規制の実施や、その受け皿となる古紙リサイクルセンター及びオフィス町内会の利用促進を図ることにより、事業系ごみの排出削減やリサイクルを促進します。

必要に応じて、廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物の多量排出事業者に対して減量化計画の作成やその他必要な事項を指示するなど、事業系ごみの発生抑制、減量化を図ります。

(2) ごみ処理有料化の検討

ごみの発生抑制については、ごみ処理の有料化といった経済的手法の活用が有効とされています。有料化は国の基本方針に沿うものであり、経済的インセンティブを与えることにより、

排出量に応じた負担の公平化、住民の意識改革といった効果が期待されることから、ごみ処理の有料化の導入を検討します。

なお、有料化の検討に当たっては、ごみの減量や分別が積極的に行われるよう配慮するとともに、住民の理解が得られるよう積極的な意見交換を行います。

(3) 焼却灰の再生利用の推進

最終処分量の更なる低減化を図るため、焼却灰の再生利用について民間施設の利用も視野に入れた取組を推進します。

(4) 集団回収の促進

リサイクル率の向上や市町村のごみ処理経費の削減、住民の環境意識の向上を図るため、PTA、町内会等の団体が地域ぐるみで行う資源ごみの回収(集団回収)の促進に努めます。

3 一般廃棄物処理の計画的な取組の推進

(1) 数値目標を掲げた一般廃棄物処理計画の策定

廃棄物処理法に基づき、国の基本方針及び本計画との整合性を考慮しながら、減量化等に関する具体的数値目標を掲げた「一般廃棄物処理計画」を策定し、計画的な取組を推進します。

(2) 循環型社会形成推進地域計画の策定

循環型社会の形成に向けて必要な施設整備を図るため、「循環型社会形成推進地域計画」を策定します。

(3) 施設整備の検討

資源とエネルギー回収のため、地域の実情に応じ、溶融炉施設、発電施設、バイオガス化施設などの設置を検討し、廃棄物処理施設などの公共的施設の整備などにより、地域における循環型社会の構築を進展させ、環境への負荷の低減を図ります。

4 環境教育・環境学習の推進

市町村は、地域における環境教育・環境学習の場を提供するとともに、環境教育を担う人材の育成に努めます。

第4節 県民・事業者・NPO等の役割・取組

県民、事業者、NPO等の民間団体は、循環型社会づくりの担い手です。県民・事業者から排出された一般廃棄物は、県民・事業者等が負担した税をもって処理されますが、一般廃棄物の発生抑制等の取組は、循環型社会が形成されるとともに、最終処分場の延命化がなされるほか一般廃棄物処理経費(平成25年度：県全体で約271億円)が軽減され、その財源は、県民が必要とされる行政分野に活用されることで県民生活の充実や地域力の強化を創出する契機となることから、県民一人ひとりの3Rに係る高い意識と行動が必要不可欠です。

このため、県民、事業者、NPO等の民間団体の各主体が、それぞれの役割の下、循環型社会の形成に関する県、市町村の施策に協力するとともに、自らも取り組んでいきます。

1 県民

これまでの大量生産・大量消費型のライフスタイルを続けた場合、最終処分場がひっ迫することとなり、本来市町村が必要とする行政分野に投資をすべきところ、新たな最終処分場の設置に多額の行政負担が生じることを理解する必要があります。

そのため、循環型社会づくりの担い手として、日常生活において一人ひとりが「もったいない」の意識を持ち、ごみの減量・リサイクル推進に取り組むことにより、3Rの生活を実践していきます。

例えば、ほぼ可燃ごみとして捨てられてきた雑紙(その他紙)を資源ごみとして分別し、ごみに出す前の生ごみの水切りを徹底するなど、ごみの減量、リサイクルに取り組むほか、環境に配慮されたリサイクル製品や商品、サービスを購入するよう努めます。

さらに、町内会等で実施する集団回収への参加、NPO等や行政が行う環境教育などの活動への参画や協力により、地域・コミュニティにおける循環型社会の形成を進めていきます。

具体的には、次に掲げるような行動を実践します。

(1) 発生抑制(リデュース)

① ものを買うとき

- ・マイバッグを持参し、レジ袋は辞退します。
- ・過剰な包装は辞退します。
- ・ごみの減量化につながる商品(詰替商品、ばら売り、量り売り)や長期間使用可能、修理可能な商品を購入します。
- ・地元産や「旬」のものを購入します。

② ものを使うとき

- ・短期間や一定の期間使用するものは、リース・レンタル商品を活用します。
- ・物を大切に長く使います。
- ・長期使用が可能な製品を選択します。
- ・壊れたものはできるだけ修理・修繕して使います。

③ ものを食べるとき

- ・食材の使い切り、料理の食べ切りにより食品ロスをなくします。
- ・生ごみを少なくする調理方法を実践します。

④ ごみを出すとき

- ・生ごみは、コンポストを利用し堆肥化して活用するか、水切りを徹底します。
- ・イベントなどに参加したときは、ごみが出ないように心がけ、ごみを捨てる時は主催者のルールに従ってきちんと分別し、リサイクルに協力します。

(2) 再使用(リユース)

① ものを買うとき

- ・生活用品については、フリーマーケットやリサイクルショップなどを積極的に活用して、有効利用に努めます。

② ものを使うとき

- ・リターナブル容器(酒びんやビールびんなど、洗浄して繰り返し利用できる容器)を使用します。

(3) 再生利用(リサイクル)

① ものを買うとき

- ・リサイクル製品を購入します。

② ものを使った後

- ・ごみを出すときは、市町村のルールに従ってきちんと分別して出します。
- ・P T A、町内会等の団体が地域ぐるみで行う資源ごみの回収(集団回収活動)やスーパー、家電販売店などの店頭回収を上手に利用します。
- ・家電製品(T V・エアコン・冷蔵庫・洗濯機)や小型電子機器等(パーソナルコンピューター、携帯電話、デジカメ等)をリサイクルします。

(4) その他

- ・環境配慮行動に取り組み、地域全体のエコにつなげていく「あおもりエコの環わスマイルプロジェクト」に参加し、環境配慮行動を実践します。

2 事業者

事業者は、排出者として、また、社会的責任を果たす主体として、環境に配慮した事業活動を行うとともに、排出者責任及び拡大生産者責任があることを自覚し、3 Rの実践と廃棄物の適正処理を進める役割を担っています。

また、循環型社会づくりの担い手として、ごみの減量やリサイクルを中心とした排出事業者としての取組、容器包装の削減とリサイクルを中心とした販売事業者としての取組を進めています。

こうした事業活動を通じ、事業者は環境を意識した新たな技術の開発やサービスの提供、ビジネスモデルの提案を行うことにより、県内における環境ビジネスやリサイクル産業の市場が拡大されます。

事業者のうち廃棄物処理業者の循環型社会の形成に果たす役割は極めて重要であり、廃棄物等の排出者の協力を求めながら、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分が高度化されつつ進められることで、事業活動に伴う環境への負荷が低減され、生活環境が保全されます。

さらには、金融機関や投資家についても、環境に配慮した企業や環境対策プロジェクト・活動への投融資等を進めることが期待されます。

具体的には、次に掲げるような事業活動を進めます。

(1) 発生抑制(リデュース)

① 設計・生産段階

- ・製品の長寿命化・省資源化が図られるよう、製品の設計段階からライフサイクル・アセスメント³³⁾に配慮します。

33) ライフサイクル・アセスメント(L C A)…その製品に係る資源の採取から製造、使用、廃棄、輸送などのすべての段階を通して投入された資源・エネルギーや、排出された環境負荷及びそれらによる地球や生態系への環境影響を定量的、客観的に評価する手法のこと。

- ・廃棄物の少ない製品を製造するよう、生産工程を工夫します。
- ・使い捨て製品の製造を自粛します。
- ・包装材、梱包材を削減します。

② 販売・流通段階

- ・修理や機能性向上などのサービスの提供を行います。

(2) 再使用(リユース)

① 設計・生産段階

- ・使用済製品や部品を再使用します。

② 販売・流通段階

- ・容器包装資材などは繰り返して使用します。

(3) 再生利用(リサイクル)

① 設計・生産段階

- ・地域の循環資源を活用したりリサイクル技術の開発や、開発したりリサイクル製品の使用促進に取り組み、資源の循環的な利用と廃棄物の減量化に寄与します。
- ・リサイクルが容易な製品の開発・製造を行います。
- ・リサイクルが可能な素材等を使用します。
- ・循環資源、再生品を原材料等として使用します。

② 販売・流通段階

- ・使用済製品の回収ボックス等を設置します。
- ・リサイクル製品を販売します。

(4) 適正処理

- ・リサイクルが困難な物については適正処分します。
- ・有害物質を含まない、又は排出しない製品を作ります。
- ・管理体制の整備、職場等における適正処理の普及啓発を図ります。

(5) 環境経営等

① 環境配慮活動

- ・「あおもりエコの環わスマイルプロジェクト」に参加し、地域全体の環境保全に貢献します。
- ・環境に配慮した取組を行い、「あおもりECOにこオフィス」、「あおもりECOにこショップ」を目指します。
- ・グリーン購入を実践します。
- ・環境ラベルの活用など環境配慮に関する情報提供を行います。
- ・職員に対する環境意識の向上や環境教育の充実に努めます。

② 計画的・重点的取組

- ・廃棄物の発生を抑制し資源回収を進めるため、減量化計画を作成して実践するなど、事業所全体で計画的・重点的な取組を進めます。
- ・資源ごみ回収業者を活用するなどにより、資源ごみのリサイクルを徹底します。
- ・職場から出る紙ごみは、古紙回収業者や古紙リサイクルステーションの利用や、オフィス町内会などの共同処理に参加することにより、古紙リサイクルを徹底します。

③ 地域との連携

- ・地域の環境活動に積極的に参画、主催するなど、地域とともに環境を考える企業を目指し、行動します。
- ・地域の特性を生かした地場産業との連携、日常生活に密着した方向で事業を展開する、地域密着型環境ビジネスの構築に取り組みます。

- ・環境活動団体等が一堂に会し、交流・情報交換を行う場である交流会に参加することにより、県民・NPO・事業者・行政等による環境パートナーシップを構築していきます。

3 NPO等の民間団体

自らが循環型社会の形成の担い手であり、また、県民、事業者、行政の連携・協働のつなぎ手として、循環型社会づくりのため環境教育・環境学習などの活動、県民のライフスタイルや事業者の活動に環境への配慮する意識をもたらすような先駆的な取組を実施していきます。

NPO等の民間団体は、自ら3Rを推進し、県民、事業者に対する啓発活動、環境教育・環境学習などの活動を通じて社会的信頼を得るよう努めます。

また、県との協働により、環境出前講座を実施するとともに、担い手である「環境教育専門員」の育成に取り組めます。

第5節 個別のリサイクル法による取組

循環型社会形成推進基本法が平成12年6月に制定され、同法と前後して「資源有効利用促進法」や個別リサイクル法である「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」などが制定され、平成25年には「小型家電リサイクル法」が制定されるなど、循環型社会形成に向けての法体系が整備されています。

本県においても、循環型社会の形成を推進するため、これらの法律に基づく必要な取組を次のように進めていきます。

1 容器包装リサイクル法

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」は、容器包装廃棄物の減量と資源の有効利用のため、平成12年4月から施行され、消費者は「分別排出・排出抑制」、市町村は「分別収集」、容器包装の製造や容器包装を用いた商品の販売を行う事業者は「リサイクル」の役割をそれぞれ担うことで、3者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組む仕組みが構築されました。

平成18年度の容器包装リサイクル法の改正では、質の高い分別収集・再商品化の推進を図るため、市町村の分別収集によるリサイクルの合理化への寄与の度合いに応じて事業者が市町村に資金を拠出する市町村への資金拠出制度が創設されています。

市町村では、分別収集品目や分別収集計画量を定めた「市町村分別収集計画」を策定し、計画的な分別収集を行うとともに、住民に対して適切な分別方法の啓発・指導を行います。県では、「青森県分別収集促進計画」に基づき、市町村における分別収集体制の整備について助言を行うなど、分別収集品目の拡大やリサイクル率の向上を図っていきます。

2 家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」は、使用済廃家電製品に含まれる再生資源の有効利用を図るため、平成13年4月から施行されました。

家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目について、排出者に廃棄の際の収集運搬及びリサイクル料金の負担、小売業者に排出者からの引取り及び製造業者等への引渡し、製造業者等に再商品化等を義務付けることによって、使用済廃家電製品のリサイクルを促進するものです。

平成26年度の家電リサイクル法の見直しにより、家電の不法投棄や不適正処理を防止するため小売業者の引取義務外品の回収体制に関するガイドラインの策定や使用済廃家電製品の回収目標率の設定などが行われています。

県では市町村と連携しながら、この法律に基づくりサイクルが円滑に進むように県民に対して制度の周知に取り組んでいきます。

3 食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」は、食品の売れ残りや食べ残しなど食品の製造、流通、消費過程において大量に発生する食品廃棄物等の排出の抑制を図るため、平成13年5月から施行されました。

食品関連事業者による食品循環資源の再生利用(飼料や肥料)等の促進のほか、登録再生利用事業者制度や再生利用事業計画の認定制度等が設けられています。

平成27年の食品リサイクル法の見直しによる新たな基本方針においては、食品循環資源の再生利用等を地域の実情に応じて促進するため、地方公共団体は必要な措置を講ずるよう努めることとされており、一方、食品関連事業者における食品廃棄物の発生抑制、再生利用、減量化の取組が強化され、食品関連事業から排出される食品廃棄物の再生利用等実施率を、平成31年度までに食品製造業が95%、食品卸売業が70%、食品小売業が55%、外食産業が50%とする目

標が設定されています。

県では、食品関連事業者に対する情報提供などを通じて、食品リサイクルの推進と制度の普及啓発に取り組んでいきます。

4 建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」は、建築物等の分別解体と解体物等のリサイクルを促進するため、平成14年5月から施行され、一定規模以上の建設工事の受注者等に分別解体や再資源化などを行うことを義務付けています。

これを踏まえ、県では、「青森県建設リサイクル推進指針」(平成23年12月改定)を定め、特定建設資材廃棄物(コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材)の平成27年度における県全体での再資源化等率を95%に設定し、重点的に取り組むこととしています。

5 自動車リサイクル法

「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」は、使用済自動車から発生する廃棄物のリサイクルシステムを構築するため、平成17年1月から施行され、解体業及び破砕業の許可制度等を設け、使用済自動車の引取り・引渡しや再資源化の義務等について定めています。

自動車リサイクル法では、拡大生産者責任の考え方にに基づき、使用済自動車の処理過程で発生するシュレッターダスト、エアバッグ類、フロン類について、自動車製造業者(輸入業者を含む。)に対して使用済自動車等の引取り・引渡し及びリサイクル(フロン類は回収及び破壊)を義務付けています。

県では、この法律に基づくりサイクルが円滑に進むように、使用済自動車の引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破砕業者の指導監督を行い、使用済自動車の移動状況を適切に把握するとともに、各種広報活動等を通じて、県民に対する制度の普及啓発に取り組んでいきます。

6 小型家電リサイクル法

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」は、有用金属が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、平成25年4月から施行されました。

小型家電リサイクル法では、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等を市町村が回収し、適正なりサイクルを実施する者として国の認定を受けた「認定事業者」に引き渡すことで、再資源化を行う制度です。

県は、市町村の取組を支援するとともに、この法律に基づくりサイクルが円滑に進むよう、市町村と連携し、県民に対する制度の周知に取り組んでいきます。